

会 議 録

会議名	第2回 山陽小野田市行政委員会委員報酬等審議会
会議日時	平成25年12月5日(木) 15時30分～18時
開催場所	山陽総合事務所 2階 第一会議室
出席者	前田良一委員、塩田賢二委員、田中俊朗委員、中務敏文委員、西村節子委員、林 絹江委員、松枝志保子委員
欠席者	伊藤博夫委員、河口軍紀委員、川本博國委員
事務局等	人事課長 小野 信、人事課主幹 大谷剛士、 人事課人事係長 山本満康
会議次第	議題 (1) 選挙管理委員会の委員、監査委員、公平委員会の委員、農業委員会の委員及び教育委員会の委員の報酬の額について (2) その他
会議内容	<p>○事務局から山陽小野田市行政委員会委員報酬等審議会に関する規則第5条第3項の規定により会議が成立することを報告</p> <p>【委員】 今回、配付された資料を事務局より説明していただきたい。</p> <p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併後の決算状況、財政状況等を説明 ・各行政委員会委員の活動状況等を説明 ・最高裁判断の「月額報酬は適法」について説明 ・国の謝金支払基準について説明 <p>日額で検討する場合は、宇部市の答申書及び国の基準の④(委員長15,100円、委員12,900円)で試算したものを示しているのを参考としていただきたい。</p> <p>【委員】 前回の会議及び今の説明を受け、全部をまとめて議論することは難しいと思うので、一つ一つ順番に議論していきたい。 資料及び説明された内容について、質問はないか。</p> <p>【委員】 内容は概ね理解できた。宇部市の答申書があるが、宇部市とは規模が違う。光や下松など同規模の市の答申書を参考としたいが。</p> <p>【委員】 日額制としているのは宇部市しかないのか。</p>

【事務局】

そうである。行政委員会委員等報酬審議会を開催した時期によるのであろうが、以前は月額制が違法ではないかと議論されていた。平成 23 年 12 月に最高裁が「行政委員は専門性が求められ、形式的な登庁日数だけでは、勤務実態を評価できない。月額制に、裁量権の逸脱・乱用はない。」と判断しており、それ以降は日額制についてあまり活発に議論されなくなったと思われる。その影響のためか県内でも日額制としているのは山口県と宇部市だけである。

【委員】

最高裁判例を見れば月額制であっても違法ではないが、地方自治法の規定どおり考えれば日額制が基本。全国的な流れとしても日額制となっていくのでは。月額制は例外的なものなのだと感じる。

【委員】

前回の審議会で、監査委員、農業委員会、教育委員会の委員はこれまでどおり月額、選挙管理委員会と公平委員会の委員は日額と決まったのではないか。

【事務局】

前回の審議会では概ねそのような意見となったと思うが、まだ審議会として決定したわけではないと思う。

【委員】

日額とした場合、各委員会の軽重が問題になるが、それぞれ責任のある委員会であり、各委員会の日額は同額としてはいかがか。

【委員】

差をつけるのは難しい。同額の方が良いと思う。

【委員】

各委員会の開催される時間はどれくらいか。

【事務局】

委員会によって異なるが、概ね 2 時間程度が一般的。長くても半日である。

【委員】

日額というのは、半日の額なのか。

【事務局】

半日であっても一日の額。時間の長短に関係なく、一日としてとして捉えていただければと思う。

【委員】

それであれば、日額とせずに 1 回執務額としてはどうか。日額とすると朝 8 時半から夕方 5 時まで 1 日働いているように見える。

【事務局】

一日何回開催されようが、額は同じで日額として提案している。

【委員】

委員会に出席するための準備、例えば資料を事前に確認したり、関係図書を調べたりと、かなりのものがあると思う。30分で終わろうが、2時間であろうが、4時間、5時間かかろうが、委員会の開催時間だけに拘らず、一日の日額とすることで良いと思う。

【委員】

月に一度も委員会に出席していなくても、月額で報酬が支払われるというのは問題がある。日額であれば、委員会を欠席した場合は支払われないのか。

【事務局】

日額であれば欠席した場合は当然支払われない。

【委員】

資料でいくつかの類似団体の日額が示されているが、これを参考にすると現行の月額よりもかなり下がってしまう。類似団体の額を参考とするのは酷だと思う。

【委員】

低い団体もあるということを確認することは必要だと思う。

【委員】

類似団体の額は高低かなりの差がある。この審議会では、額を決定しなければならず、その責任は重い。現行の額よりもあまりにも下がりすぎるとなると、それを説明するだけの根拠が必要。

【委員】

本市の財政状況や宇部市の額等を考慮すると、事務局の示された国の基準④は妥当な額だと考える。国の基準④の額でも、今の委員会の回数であれば現行の月額・年額よりは下がることになる。

【委員】

現行の月額を15%カットするのか、10%カットにするのか、職員給与同様にカットを廃止するのか。また、日額としてカットしないのか。そこを決めてはどうか。

【委員】

カットは、合併後の当時の財政状況から始めたものであろうが、無くすとなると、市の財政負担が増えることになるが良いのか。

【事務局】

削減してきたものを戻せば、その分の支出が増えることになるので、問題がない訳ではないが、月額制から日額制にすれば、全体の

支出を抑制することにもつながる。

【委員】

例えば 10%カットとした場合、選挙管理委員会を日額に換算すると、年 25 回委員会が開催されており、1 日当たり、15,300 円になり、宇部市の 13,400 円よりも高い。国の基準であれば②（委員長 18,900 円、委員 16,300 円）か③（委員長 17,000 円、委員 14,800 円）の間。また、本市の財政力指数等々を見ると横ばいか若干下がり気味。それらを考えると 10%カットまで戻すことは困難。そうすると、日額については、事務局から参考提示されている国の基準④が妥当と考える。

【委員】

国の基準②や③よりも④の方が良いのではという意見であるが、他に意見はないか。

【委員】

国の審議会等の委員は、有名大学の教授、それなりの専門家や識見者であろうから、国の基準の②や③の額と同額というのは高いと思う。そう考えると、国の基準の④あたりがやはり適当。

【委員】

どの委員会委員を日額制にするか決めたいが。

【委員】

私は、監査委員、農業委員会及び教育委員会の委員は月額制、選挙管理委員会と公平委員会の委員は日額制が良いと考える。

【委員】

農業委員会の委員は、会議以外にも日頃から地域に出向き活動されていることを考えると月額制が妥当だと思う。他の委員会は日額制でも問題ないように思う。

【委員】

教育委員会は月額制の方が良いのでは。

【委員】

教育委員会は、定例会・臨時会が年 12 回あるものの、市内の学校訪問の 33 回は、教育長は全校訪問するが他の委員は 1 名か 2 名が随行するというので、全員が訪問するわけではない。他に全員が出るのは年 1 回の研修会や、来賓として出席する運動会・卒業式など。当然参加する場合は事前の準備が必要となるが、人によって頻度が違うのかなと思われる。そうすると沢山出た方とそうでない方とでは差があっても良いはずだから、日額制でも良いと感じる。

【委員】

学校訪問は、授業を見て評価をするなどそのための準備も必要となるから日額制とするには抵抗がある。

【委員】

監査委員には議員もいるが、日額制とした場合は、識見者と議員とでは報酬が同額となるのは問題があると思うが。

【事務局】

宇部市は同額としている。ただし、宇部市には常勤の監査委員を置いているためだと考えられる。

【委員】

監査委員は、議員には議員報酬もあるのだから、識見者と議員とでは差があった方が良く感じる。そうすると、監査委員は月額制の方が良いのでは。

【委員】

日額制でも差をつけることは可能ではないか。

【委員】

議員の監査委員は、議会会期中の空いた時間に、少しだけ監査業務をした場合など、議員報酬との関係もあり日額制とするのは難しいのでは。

【事務局】

監査委員は、識見者 180,000 円、議員 39,000 円であるが、15% カットされ、識見者 153,000 円、議員 33,150 円となっている。それをどのように日額制とし、どう差を付けるのかが問題となる。

【委員】

やはり、監査委員は月額制の方が良いと思われる。

【委員】

監査委員は、全書類を一からチェックするのか。

【事務局】

監査委員事務局には事務職員がいるので、一つ一つの書類は職員がチェックするが、監査委員は財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として検証、審査する。また、識見者の監査委員は議会にも出席し、審議に必要な説明を行う。

【委員】

監査委員、農業委員会及び教育委員会委員の委員は、現行の月額制のままとした方が良いのでは。

【委員】

選挙管理委員会と公平委員会の委員のみを日額制とし、監査委

員、農業委員会及び教育委員会の委員は月額制のままということで意見がまとまりつつあるが。

【委員】

日額制とするものについては、国の基準④（委員長 15,100 円、委員 12,900 円）としカットしない。月額制のままとするものうち、識見者の監査委員の金額は県内他市や類似団体と比較しても高いので見直しが必要だと思う。それ以外の議員の監査委員、農業委員会及び教育委員会の委員は現行のままで良いのでは。そして、月額制については、依然厳しい財政状況であることを踏まえ、カットも続ける。

【委員】

月額制は、15%カットのままで戻さないということか。

【委員】

年金受給者をはじめ民間の賃金はそれほど上がっていない。財政状況も今後特別に良くなる見込みがあるわけではないなら、現時点でカットを戻すことは市民の理解が得られないのでは。

【委員】

来年度、職員はカットを戻すことになっているが。特別職のカットについてはどうなのか。

【事務局】

現在、特別職についても行政委員会委員同様、報酬審議会で審議中。どうなるかは決まっていない。

【委員】

行政委員会の委員のみカットを戻さないとなると、現在の委員からの理解が得られるかどうか心配だが。

【委員】

2年後にまた審議会が開催されるので、そこで財政状況等を勘案して検討されれば良いことであって、現行の行政委員会委員のカットを戻すことは時期尚早だと思う。

【委員】

現行の識見者の監査委員は、県内他市や類似団体と比較しても高い。県内では飛び抜けており、類似団体の中でも上位。最初に設定された経緯が分からないので、どこまで下げるのかは難しいが。

【委員】

現行（180,000 円）のカット後の金額を規定額としてはどうか。15%カット後の 153,000 円でも高い方になる。

【委員】

15%カットしてさらに15%カットということか。

【事務局】

支給される額は、130,050円で27.75%カットとなる。

【委員】

県内では8番目くらいで、類似団体と比較してもそのあたりで良いのでは。監査委員だけがかなり下がるように思えるが、日額制とする選挙管理委員会と公平委員会についても、現行の開催回数であれば相当下がることになる。

【委員】

日額制とする公平委員会だが、月1回2時間程度の会議が開催されている。これは開催する必要があるのか。知識・識見を持っておられる方であろうから頻繁な会議が必要だとは思わないが。

【事務局】

普段勉強されていないと、いざ不服申立てや措置要求があった際に対応できない。最新の事例、判例等を把握し、研究しておく必要があると思われる。

【委員】

日額制にしたからと言って、案件がないのであれば、不要不急の会議は開催しないよう意見を入れていただきたい。

【事務局】

答申へ付帯意見として盛り込むことを検討していただきたい。

【委員】

今日の内容を集約すると、選挙管理委員会と公平委員会の委員報酬は、活動状況を勘案し日額制とし、委員長が15,100円、委員が12,900円で、カットはしない。監査委員、農業員会及び教育委員会委員の報酬は、月額制のまま。識見者の監査委員については、県内他市や類似団体との均衡を図る必要があり、現行の180,000円に15%カットしたものを規定額とすることが妥当で、その他の委員の報酬は現行のまま据え置くことが適当である。月額制の報酬については、依然厳しい財政状況にあることから、現行の15%カットを維持する。以上のような内容を答申案とし、次回、審議するということでいかがか。

【委員】

了解。

【委員】

本日は、これで終了します。次回の開催は、12月26日（木）13時30分からです。

